

よくある質問

Q1.どのような農地でも借り受けれますか？

A1.市街化区域以外の農用地等が対象です。

再生不能な遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準もあります。

Q2.ビニールハウス等の施設込みで農地を貸すことはできますか？

A2.貸借の対象は土地のみであり、農地の上に立つ施設などは対象外となります。

施設の貸借については、所有者と直接契約してください。

Q3.農地を借りることが出来るのは誰ですか？

A3.地域計画の目標地図に位置図けられた者、認定農業者、認定新規就農者、
集落営農法人等の地域農業の担い手の方々です。

Q4.相続未登記や共有農地は貸し付けることはできますか？

A4.相続人や共有名義人の同意があれば農地バンクへの貸付が可能です。

Q5.地域計画を策定していない地域でも契約はできますか？

A5.地域計画を策定していない地域でも、農地バンクを活用して農地の集積・集約化を実現する
必要があると市町村が判断する場合には、契約が可能です。

Q6.契約が始まるときに賃料を前払いしてしまったのですがどうすればいいですか？

A6.前払いをしていても契約に基づき期間分の賃料を請求・支払いいたします。

前払いした分につきましては当事者間で事前に精算をお願いします。

Q7.賃料の支払い方法を現金手渡しとすることもできますか？

A7.支払い方法を現金手渡しとすることはできません。農業会議を通じて借りている農地の賃料を
まとめた金額を農業会議へお振込みいただくこととなります。

また、出し手にも農業会議へ貸している農地の賃料をまとめた金額をお振込みいたします。

Q8.賃借料をお金ではなく、農作物でもらうことはできますか？

A8.賃借料を物納とする契約は可能ですが、物納の受け渡しについて農業会議は関与しません。
また、物納に関するトラブルが生じた場合は当事者間で解決してください。

Q9.農地を貸すのではなく、売りたいのですが…。

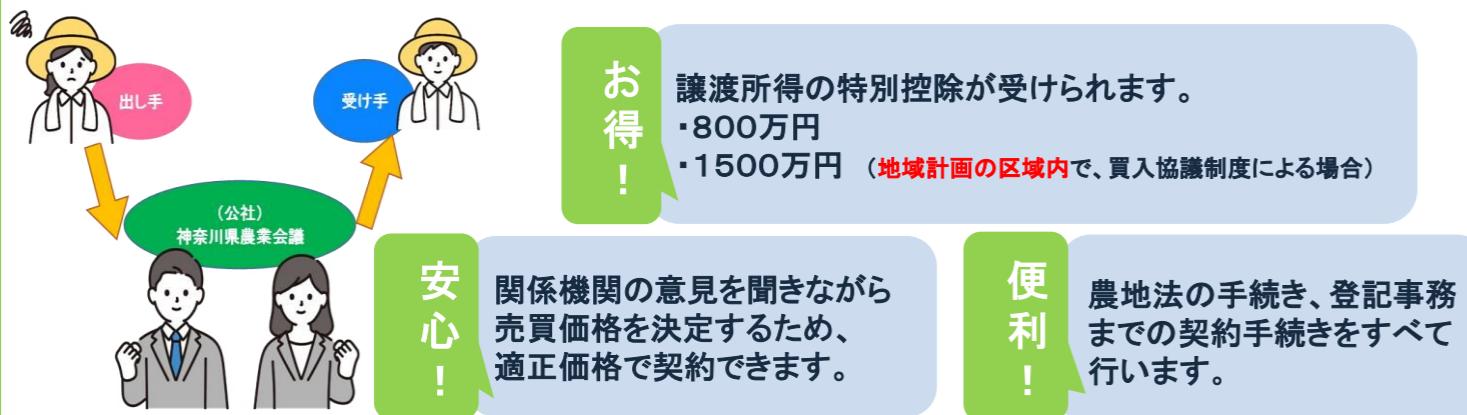
A9.農地中間管理事業の特例事業により、農地の売買も支援しています。

譲渡所得税の特別控除などの優遇措置もありますので、農業会議にご相談ください。

農地売買をお考えのみなさまへ

農業会議では、農地の買い入れと売り渡しも行っています。

(対象農地は、神奈川県の農業振興地域内の農用地区域に指定された農地に限ります。)



*手数料については

・農地を売る方 → 売買契約は成立時に、売買契約金額の4% (消費税内税)をご負担いただきます。

・農地を買う方 → 会議買入価格の2%を上乗せした価格で売買契約することとなります。

(ただし、認定農業者以外の方は、利息負担分が上乗せされます。)

ご相談は、お近くの市町村、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)、または農地バンクへ

農地でお困りの方へ

～農地バンクで、解決しませんか？～



神奈川県農業会議が
農地の「貸したい」「借りたい」を
サポートいたします



令和7年4月より、農地の貸借は、利用権設定から
原則として農地バンクを経由する方法に一本化されました
貸して安心、借りて納得の農地バンク

公益社団法人 神奈川県農業会議 [農地中間管理機構]

〒231-0023

横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル10階

TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760

E-mail : jimukyoku@k-nk.or.jp

神奈川県農業会議 検索

ホームページ <https://www.k-nk.or.jp>



(公社)神奈川県農業会議 とは…

神奈川県知事より「農地中間管理機構」として指定を受けた公的機関で、
「神奈川県の農業の発展に寄与すること」を目的として設立されました。
主に、農地の貸し借りに関する事業
(農地中間管理事業)や、
農地の売り買いに関する事業
(農地売買等事業)をおこなっています。

農地に関するお困りごとがございましたら、ぜひご相談ください。



手続き

市町村が地域の話し合いをもとに、農業委員会・農業会議など関係者と協力して目標地図を作成する

農業会議が農地の出し手から農地を借り受け、目標地図に位置付けられた受け手に貸し付けを行う

農地を貸したい人(出し手)

農地を借りたい人(受け手)

ご相談

市町村、農業委員会、JAへ相談

利用申出書

市町村、農業委員会、JAへ利用申出書を提出

各機関にて調整し、計画の作成

神奈川県農業会議が農用地利用集積等促進計画を策定
知事又は市町村長が認可・公告

貸借開始

神奈川県農業会議による貸借の開始

* 農地中間管理事業による農地貸借、手続きに3~4ヶ月かかる場合があります。
* 知事の認可・公告について、市町村に権限が移譲されている場合は各市町村長が認可・公告します。

出し手の
メリット

賃料は機構から確実に支払われます
(使用貸借も可能)

契約期間終了後、農地はお手元に戻ります
(更新も可能)

※ 要件を満たせば地域で支援金がもらえます
※ 要件を満たせば農地の固定資産税が軽減されます

貸したい場合の留意事項

- 機構の借受け基準に適合している農地が対象です。
- 機構が借り受ける期間はご相談に応じます。

受け手の
メリット

長期間借りられるので
経営が安定します

出し手が複数でも
賃料の支払先は
機構1ヶ所なので便利です

複数の農地をまとめて
借りることができます
農作業の効率化ができます

借りたい場合の留意事項

- 貸し付ける期間は、経営の安定・発展に配慮して長期を基本とします。
- 新規参入の場合は、市町村により参入要件が異なるので、市町村にご相談を。

支援金

地域で農地の集約化を
進めるとメリットがあります

下記の取り組みを行う地域には、支援金の交付があります！

- ①農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進する地域
→ さらに大規模な農地の集約化や企業等の誘致に向けた
まとまった農地の創出に取り組む地域では支援金が加算されます。
- ②目標地図の実現に向けて、まとまった農地を農地バンクに
貸し付ける地域

遊休農地
解消

遊休農地解消も
ご相談ください！

地域計画内で受け手が位置付けられていない農地を対象に、国が市町村や農地バンクによる遊休農地解消事業の経費を支援いたします。
受け手の方が解消する場合も、支援対象となります。

※国の遊休農地解消事業以外にも、県や市町村の独自の支援事業もあります。